

# 通学路の安全対策について

1



# 通学路の安全確保に関する取組

2

## 経緯

H24.4～ 全国的に通学途中での児童等の交通事故が相次ぐ (大臣緊急メッセージ)

⇒ 緊急合同点検の実施

H25.12 通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について

- ・文部科学省
- ・国土交通省
- ・警察庁 通知

## 熊本市の取組

継続して取り組む推進体制の構築

H26.7 熊本市通学路安全推進会議 設置

・教育委員会、警察、道路管理者、学校代表者 など

熊本市通学路交通安全プログラムの策定

## PDCAサイクルを構築

### Plan

- ・合同点検の実施
- ・対策の検討

### Do

- ・安全対策の実施

### Check

- ・対策効果の把握

### Action

対策内容の改善・充実

# 通学路合同点検の流れ

3

## スケジュール

4月：学校で新入学児童を含めた通学経路の把握、  
学校安全対策協議会等で共有し危険箇所の抽出

毎年5月

- ・担当者会議（前年度対策状況の確認）
- ・当該年度と次年度の合同点検実施校の決定

毎年6月

- ・熊本市通学路安全推進会議（前年度実施、対策状況の報告、決議）市ホームページへの掲載
- ・当該年度実施校へ危険箇所の抽出依頼

毎年8～10月

- ・合同点検の実施
- ・対策必要箇所の抽出・検討

毎年12月

- ・警察や道路管理者などと対策箇所のすりあわせ

毎年3月

- ・警察や道路管理者などと対策箇所のすりあわせ
- ・点検実施校へ対策効果の確認

## 関係機関の役割

教育委員会

- ・通学路安全推進会議
- ・担当者会議 開催
- ・学校、道路管理者及び警察等との日程・連絡調整
- ・学校支援
- ・ホームページ公表

学校

- ・危険箇所の抽出
- ・合同点検の実施前報告書提出
- ・PTA他地域団体との連絡調整
- ・合同点検当日の進行
- ・対策案作成
- ・対策必要箇所の抽出及び調査票作成提出
- ・対策の実行

学校保健安全法 27,30 条

通学路合同点検

警察

- ・対策案の検討・助言
- ・公開（報告）資料作成
- ・警察庁等への報告
- ・対策の実行

道路交通法 4 条

道路管理者

- ・対策案の検討・助言
- ・公表（報告）資料作成
- ・国交省等への報告
- ・対策の実行

道路法 42 条

# 合同点検の実施状況

4

- ◆ これまで、熊本市立の全小学校をH26年～R3年度までに各2回以上実施
- ◆ 近年、全小学校を20校前後に分けて合同点検を実施。（次回R4～R8の5年周期）
- ◆ プログラムとは別に、国等の通知に伴う臨時の合同点検も随時実施している。
- ◆ 対策は概ね済んでいるが、道路の形状で歩道幅確保が困難な場合や、用地買収が必要な場合等で継続対応となっているものもある。

		3年周期（95校）			5年周期（92校）				
年度		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
点検校数		34校	33校	28校	17校	19校	21校	18校	17校
危険箇所数		156	132	117	132	139	113	118	
対策数	学校	101	84	76	75	120	82	85	R3年度は八街市の事故を受けた合同安全点検とあわせて実施
	警察	38	44	37	53	29	38	25	
	道路管理者	106	93	69	62	60	60	32	
		245	221	182	190	209	180	142	

※ 1つの危険箇所に対して、複数の関係機関による対策が必要になる場合があり、対策数と合致しない。

# 合同点検の実施状況（現地確認）

5

## ◆ 危険箇所のすり合わせ

学校、教育委員会、警察、道路管理者（国、市）、PTA、地域等が集い危険箇所の把握と確認

## ◆ 合同点検の実施

- ・ 児童目線での点検、対策が重要
- ・ 交通、防犯、防災面も含め確認

## ◆ 対策案の検討

- ・ 信号機の調整や規制など
- ・ 歩道の確保やガードレール設置
- ・ 渡り方の指導など



点検前後に危険箇所の確認と対策案を検討



警察、道路管理者、学校・教育委員会等で危険箇所を確認し、専門的見地から意見を出し合う。



季節や時間帯、車両状況により変化する危険箇所の状況を児童目線で点検するよう心がけています。



押しボタン式信号の秒数や歩数を確認する工程

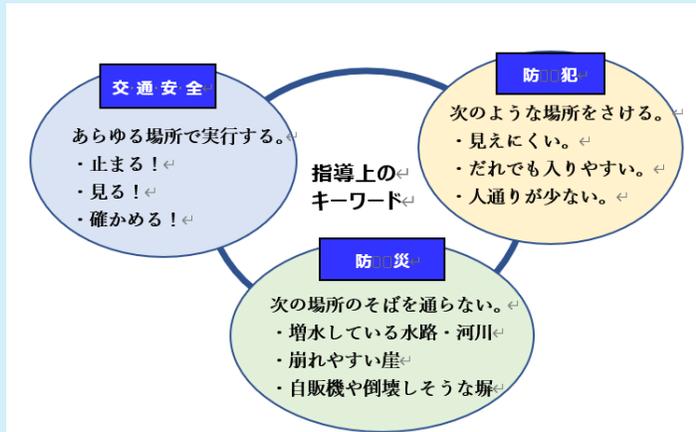
# 学校が実施する安全対策

6

◆ 年間の学校安全計画に基づく教科横断的な安全教育の実施

◆ 学期に1度の学校安全対策協議会等で、地域等も含めた危険箇所の把握や改善状況の共有

## ◆ 安全教育（危険予測学習）



## ◆ 校区安全マップの作成と共有

子どもたちや保護者等が通学路を調べ、危険箇所の状況や緊急避難場所等を記入した安全マップを作成。学校のHPに掲載。

## ◆ 安全な通学路の設定

民有地の樹木やブロック塀の管理不備など道路環境の変化等に応じた迂回など通学路の変更を検討

## ◆ 交通安全教室等

警察や市の関係部署等が主催する教室で、安全な登下校指導に繋がっている。



## ◆ 地域の安全指導や見守り活動



多くの地域ボランティア等の協力



## ◆ 子どもひなんの家

・マニュアルを作成・配布



## ◆ 警察が実施する対策

- ・ **交通規制** 時間指定の進入禁止、一方通行の実施など
- ・ **信号機** 新設、歩行者用信号長さの調整など
- ・ **横断歩道** 新設、薄れの補修など
- ・ **標識・標示** 新設、破損、薄れの補修など
- ・ **交通・巡回指導** 取締り、パトロールなど

## ◆ 道路管理者が実施する対策

- ・ **歩道** 車道区分との明確化、幅員の確保、防護柵の設置など
- ・ **案内標識（青緑）・警戒標識（黄）・区画線**  
新設、破損、薄れの補修など
- ・ **道路反射鏡** 新設、破損の補修、汚れの清掃など
- ・ **道路照明** 新設、灯具の取替えなど
- ・ **車両の速度抑制（減速マーク、ハンプ等）**  
新設、交差点形状の変更など
- ・ **維持管理** 植栽の剪定など

## ◆ 警察・道路管理者が連携して実施する対策

- ・ **ゾーン30プラス**
- ・ **交差点のコンパクト化**
- ・ **路側帯拡幅・中央線抹消** など

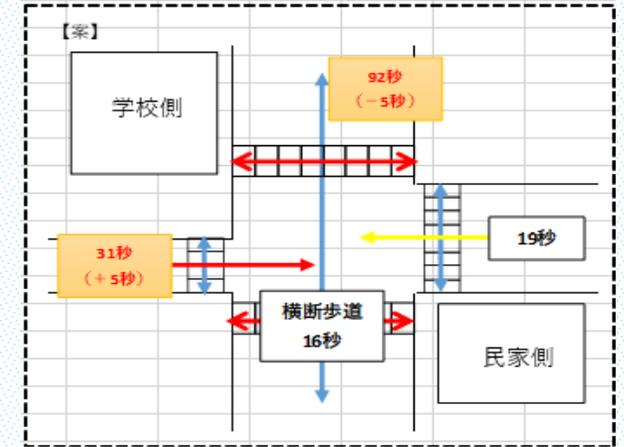
# 警察による合同点検の対策状況

8

## ◆ 歩行者用信号機の設置



## ◆ 横断歩道の設置や青信号の調整



## ◆ 巡回活動 (パトロール)



## ◆ ゾーン30



## ◆ 児童と保護者が連携する安全点検チェックリスト

### 通学路の安全点検チェックポイント

お子さんの通学路を一緒に歩いてみたことはありますか？一緒に安全点検を行うことで、保護者の方のアドバイスはお子様に届くようになります。各場面でのチェックポイントをおさらいし、必ず安全確認をお願いします。

また、裏面に熊本県警察交通安全状況マップのQRコードを添付しますので、近所での事故発生状況もご確認ください。

- 1 横断歩道**
  - 安全な待機場所があるか？
  - 交通指導員さんがいるか？
  - 樹木などでドライバーから待機児童が見えにくくないか？
  - カーブの直近などドライバーから横断歩道が見えにくくないか？

交通指導員さんの指示に従うことや、手を前に出してドライバーに渡る意思を示し、車が止まってから渡ることを、選んでいるときも左右の安全を確認することなどを教えてあげましょう。
- 2 歩道・路側帯**
  - 安全に歩ける十分な幅員があるか？
  - 駐車車両や自転車が少なく、車道にはみ出すに通行できるか？
  - 歩道が途中でなく、車道を歩く場所がないか？
  - コンビニ等店舗の駐車場に面し、出入りする車両が多くないか？

片側しか歩道・路側帯がない場所では、できる限り歩道・路側帯を歩くと、交差点とみだして車道に飛び出したりしないことを教えてあげましょう。
- 3 交差点**
  - 待機場所は防護柵などの設置があるか？
  - 歩行者用信号の秒数は短くないか？
  - 家の塀や柱などにより、子供・ドライバー双方の見通しが悪くないか？

歩行者用信号が「青」であっても、右左折の車がかかること、見通しが悪い交差点では、ドライバーからもお子様が見えないため、一度立ち止まって車が来ていないか確認することなどを教えてあげましょう。
- 4 雨天時**
  - 大きな水たまりができる場所はないか？
  - フタのある側溝の割れや水路への転落のおそれはないか？
  - 歩道・路側帯の幅員が狭く、電柱などがあり、傘をさしたまま歩けない場所はないか？

雨天時は傘などにより視界が狭まってしまったり、ドライバーの視界も悪くなることを教えてあげましょう。
- 5 その他**
  - また、万一が交通事故に遭ってしまった場合は、110番通報、学校、保護者に連絡することを教えてあげましょう。 ※交通事故発生マップはこちらから→

お子様と一緒に通学路を歩いて、保護者の目で危険がないかをチェックし、アドバイスしてあげましょう。子供にとって危険な場所はドライバーにとっても注意しなくてはならない場所です。大切な小さな命を守るためにもハンドルを握るときは安全運転に努めましょう。

熊本県警察

# 合同安全点検結果の報告

9

◆ 毎年、前年度点検結果について、熊本市ホームページに公表している。

## 令和2年度通学路合同安全点検における対策状況について

最終更新日：2021年 月 日

教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課 TEL：096-328-2728 FAX：096-323-8355 [✉ kenkoukyouiku@city.kumamoto.lg.jp](mailto:kenkoukyouiku@city.kumamoto.lg.jp) [担当課の地図を見る](#)

令和2年度通学路合同安全点検における対策状況について実施件数等を公表します。

## 令和2年度合同安全点検における対策状況について

本市では、平成26年度から、熊本市通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関（警察、道路管理者）等との連携により、通学路の合同安全点検を行っています。



【写真：合同安全点検の様子】

令和2年度は、18の小学校の通学路について合同安全点検を行いました。

対策状況の概要は、[令和2年度 合同点検における対策状況について](#) (PDF：54.4 キロバイト) のとおりです。

なお、令和3年度（2021年度）に対策を予定している箇所については、各学校での安全指導により事故を防ぐための対策を実施しながら、今後、警察、道路管理者等により、計画的に対応していく予定です。

（各危険箇所及び対策内容についての詳細は、熊本市役所都市建設局土木部道路保全課の窓口に台帳を設置しており、閲覧することができます。）

# 八街市の事故を受けた合同点検

10

令和3年6月に千葉県八街市で、下校中の小学生の列にトラックが衝突し、5人が死傷する交通事故が発生したことを受けて、全国的に小学校の通学路を対象として、教育委員会、学校、PTA、道路管理者、警察等による合同点検を実施するよう国の通知。

## 【新たな観点】

- ◆ 見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車のスピードが上がりやすい場所や大型車の進入が多い場所。
- ◆ 過去に事故に至らなくても「ヒヤリ・ハット」の事例があった場所。
- ◆ 保護者や地域住民から改善要望があった場所。      などが示された。

	熊本市	主な対策
実施校数	92校	※ 合同点検は61校で実施
対策必要箇所数	463箇所	※1箇所に複数機関での対策が必要な場合があり、↓各対策数と合致しない。
学校・教育委員会	340箇所	安全教育・指導や地域の見守り、通学路変更など
道路管理者（国・市）	126箇所	外側線の引き直し、交差点カラー化、減速路面標示等
警察	107箇所	横断歩道塗直し、歩行者信号機の増設や秒数変更等

# 合同点検の実施状況

11

R4.3.10時点

管轄	対策箇所数
学校・教育委員会	340
道路管理者 (国・市)	126 (市117)
警察	107

学校等の対策	箇所数	R3年度	R4年度以降	内容
安全教育	336	335	1	右側通行の励行や横断時のてまえ運動の指導等
見守り活動	31	31	0	PTAや地域の協力
通学路の変更	4	2	2	歩道がある道路への変更を検討等

道路管理者の対策	R3年度	R4年度以降	内容
国の対策	0	9	▶ボラード(車止め) ▶ガードパイプ 設置等
市の対策	52	65	別資料で説明

警察の対策	警察の対策数	R3年度	R4年度以降
信号機設置	5	3	2
横断歩道補修	42	26	16
交通規制	38	24	14
街頭指導他	22	19	3

1つの危険箇所に対して、複数の関係機関による対策が必要になる場合があり、対策箇所数と内訳は合致しない。

# 通学の安全確保に向けて

12

- ◆ 児童等の通学時の安全を確保するためには、「交通安全」のみならず「防犯」「防災」の3観点から対策を講ずることが重要
- ◆ 教育委員会・学校・保護者や警察、道路管理者等の関係機関、市、地域の関係団体等と更なる連携を図り、様々な対策を検討しながら継続して取り組んでいく。

## 通学路の安全管理の注意点

- 交通安全  
地域ごとに異なる交通事情
- 生活安全  
誘拐や障害などの犯罪被害防止
- 災害安全  
土砂災害、河川氾濫等の防災対策



## 学校と関係機関で連携する取組

- ▶ 安全な通学方法の策定と実施
- ▶ 通学路による登下校の徹底
- ▶ 定期的な通学路の点検と対策の実施
- ▶ 危険箇所・要注意箇所の周知・共有
- ▶ 区など地域全体で見守る体制の整備
- ▶ 安全管理と安全教育を一体的に行う